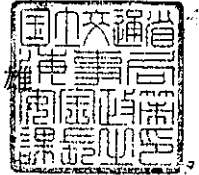


国海安第269号  
平成30年3月14日

一般社団法人 日本船用工業会  
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



## 船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

### 1. 改正の経緯

I M O（国際海事機関）において、北極海及び南極海（以下「極海」という。）を航行する船舶の安全確保及び極海の環境保護を目的として、極海コードの新設並びにこれを強制化するS O L A S条約附属書及びM A R P O L条約附属書の改正案が採択され、平成29年1月1日に発効することから、我が国においても当該改正内容を担保するため、船舶設備規程等における所要の改正を行った。

当該改正に係る詳細な取り扱いを船舶検査心得として定めることとした。

### 2. 改正の概要

極海を航行する船舶に対して要求される安全な航行を行うための資料に記載すべき事項、航行する海域に応じた船体構造（極地氷海船階級等）、航海・消防・救命設備等に関する詳細規定及び代替措置の考え方等の取り扱いについて規定するもの。

### 3. 改正対象関連法令

#### ○省令

- ・船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
- ・船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）
- ・船舶復原性規則（昭和31年運輸省令第76号）
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
- ・船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- ・船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
- ・船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）
- ・船舶機関規則（昭和59年運輸省令第28号）

#### ○告示

- ・船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第337号）
- ・船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第339号）
- ・船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第340号）
- ・船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年運輸省告示第379号）
- ・船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成10年運輸省告示第380号）
- ・船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第510号）
- ・航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）
- ・船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）

### 4. 施行及び公布日

施行：平成29年1月1日  
公布：平成30年3月14日

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-1 船舶安全法施行規則</p>	<p>1-1 船舶安全法施行規則</p>	
<p>(報告等)</p>	<p>(報告等)</p>	
<p>50-2.1 (a)～(c) (略)</p>	<p>50-2.1 (a)～(c) (略)</p>	
<p>(資料の供与等)</p>	<p>(資料の供与等)</p>	
<p>51.1 (a) 各号に掲げる資料の作成については、51.1.1から<u>51.1.14</u>までに定めるところによるものとする。</p>	<p>51.1 (a) 各号に掲げる資料の作成については、51.1.1から<u>51.1.11</u>までに定めるところによるものとする。</p>	
<p>51.1.1 (a)～51.1.12 (a) (略)</p>	<p>51.1.1 (a)～51.1.12 (a) (略)</p>	
<p><u>51.1.14 (a) 「当該船舶が極海域の航行を安全に行うために必要な事項」とは、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 極海域を航行する船舶の運航に関する手順 (通常航行時及び船舶の能力を上回る状態を避けるために従うべき特定の手順)</u></p> <p><u>(i) 船舶の設計能力及び制限を超える氷況を避けるための航海計画</u></p> <p><u>(ii) 環境条件に関する予報を受信するための手配要領</u></p> <p><u>(iii) 利用可能な海図や気象及び航行に関する情報の制限事項への対応手段</u></p> <p><u>(iv) 極海域を航行するための特別な装置の操作</u></p> <p><u>(v) 装置及びシステムの機能を維持するための特別措置の実施</u></p> <p><u>(2) 必要に応じて、砕氷船による支援を受ける場合の手順</u></p> <p>51.1.5 (a)～(f) (略)</p> <p><u>51.6 (a) 「当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項</u></p>	<p>(新設)</p> <p>51.1.5 (a)～(f) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>「極地航行気温</p>

及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項」として、51.1.14 (a)の資料に次に掲げる事項を加えさせること。

(1) 氷水域における運航能力と制限

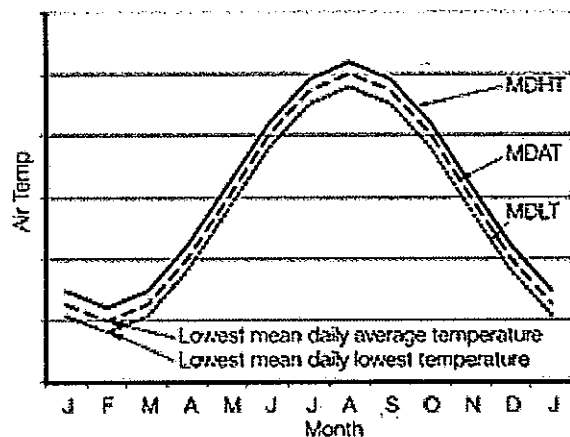
(2) 極海域航行船の運航に関する手順（通常航行時及び船舶の能力を上回る状態を避けるために従うべき特定の手順）

(i) 船舶の設計能力及び制限を超える氷況及び温度を避けるための航海計画（航行予定水域が当該船舶の設計能力として設定されている「極地航行気温（PST）」以上であることを確認するための手順を含む。）

(イ) この場合において、「極地航行気温（PST）」とは、極海域において航行する季節と海域における最も低い日平均最低気温（MDLT：Mean Daily Low Temperature）から少なくとも10℃以上低い気温をいう。なお、「日平均最低気温（MDLT）」とは、少なくとも10年間分の各日の最低気温の平均値をいう。

(ロ) MDLT及びPSTの決定、並びに「低気温下航行船」（水密告示心得24-3.1 (a)）の判断にかかる概略の手順は以下のとおり。

(PST)及び「日平均最低気温(MDLT)」を定義



1) 航行予定海域を決定。

2) 当該海域の少なくとも10年間分の気温データを入手（例えば、気象庁HPの「各種データ・資料」よりダウンロードする等）。

3) 上記データに基づき、当該海域におけるMDLTの年間グラフ（上記）を作成。→年間の最低気温が $-10^{\circ}\text{C}$ 未満の場合は、当該海域を航行又は通過する船舶は「低気温下航行船」。

4) 航行予定の時期における最も低いMDLTから、少なくとも $10^{\circ}\text{C}$ 以上低い気温がPSTとなる。

(3) 次のようなリスクに関する手順（極海域での事故時において従うべき特定の手順）

(i) サルベージ、捜索救助、漏えい対応等、必要に応じた措置のための緊急対応プロバイダーとの連絡

(ii) 氷荷重に対する補強を要する船舶の場合、氷に閉ざされた状況になった際の船舶の健全性及び人命を維持するための手順

(4) 船舶の設計能力又は制限を超える氷又は温度に陥った

<p>場合に従うべきリスクに基づいた手順</p> <p><u>51.7</u> (a) (略)</p> <p><u>51.8</u> (a) (略)</p> <p><u>51.9</u> (a) (略)</p> <p><u>51.10</u> (a) (略)</p>	<p><u>51.6</u> (a) (略)</p> <p><u>51.7</u> (a) (略)</p> <p><u>51.8</u> (a) (略)</p> <p><u>51.9</u> (a) (略)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u>  <u>(適用期日)</u>  <u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 2-1-3 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
2-1-3 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示	2-1-3 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示	
<p>(船体に使用する圧延鋼材の要件)</p> <p>3.2 (a) <u>水密告示心得24-3.1 (a)の低気温下航行船の暴露部に使用する圧延鋼材が、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) における使用に適した圧延鋼材として登録船級協会の承認を受けたものである場合にあっては、「管海官庁が適当と認めるところによるもの」と取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(b) <u>上記(a)に規定する部位以外の極海域航行船の船体に使用する圧延鋼材にあっては、第1項の規定によることができる。</u></p> <p>(船体に使用する鍛鋼材の要件)</p> <p>4.0 (a) <u>第5号の「管海官庁が適当と認めるもの」とは、水密告示心得 24-3.1 (a)の低気温下航行船の暴露部に使用する鍛鋼材にあっては、施行規則心得 51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) における使用に適した鍛鋼材として登録船級協会の承認を受けたものをいう。</u></p> <p>(船体に使用する鋳鋼材の要件)</p> <p>5.0 (a) <u>4.0 (a)は、鋳鋼材にかかる第5号の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 2-1-4 船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-1-4 船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示</p>	<p>2-1-4 船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示</p>	
<p>(溶接施工方法)</p> <p><u>1.3 (a) 水密告示心得24-3.1 (a)の低気温下航行船の暴露部の溶接継手部の溶接施工方法が、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) における施工に適した方法として登録船級協会の承認を受けたものである場合にあっては、「管海官庁が適当と認めるところによるもの」と取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(溶接材料)</p> <p>2.0 (a) (略)</p> <p><u>2.2 (a) 1.3 (a)は、溶接材料にかかる本項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2.0 (a) (略)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成 30 年 3 月 14 日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。</u></p>		



○船舶検査心得 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示	2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示	
<p>(防食)</p> <p>135.4 (a)～(c) (略)</p> <p>(極海域航行船に必要な船体の構造)</p> <p>144-2.0 (a) <u>次の要件に適合するもの</u>にあつては「管海官庁が適当と認めるところによるもの」として取り扱つて差し支えない。</p> <p><u>(1) 厚さ0.3m以上の海水がある海域を航行するように設計する極海域航行船にあつては、NK鋼船規則I編附属書1「極地海水船の材料、構造、艤装及び機関の特別要件」の規定により、氷の状況及び季節の別に応じて決定される次のいずれかの階級の要件に適合する船舶の船体の構造</u></p> <p><u>(i) 極地氷海船階級がPC1からPC5(厚さ0.7m以上の海水がある海域を航行するように設計する船舶(Category A)のもの)</u></p> <p><u>(ii) 極地氷海船階級がPC6又はPC7、あるいはNK鋼船規則I編第8章「耐氷船」の耐氷船階級がIA Super又はIA(厚さ0.3以上0.7m未満の海水がある海域を航行するように設計する船舶(Category B)のもの)</u></p> <p><u>(2) 厚さ0.3m未満の海水がある海域を航行するように設計する極海域航行船にあつては、氷の種類や密接度等に対して適切な要件(NK鋼船規則I編第8章「耐氷船」の耐氷船階級がIB、IC又はIDの船体構造の要件等)に適合する船舶(Category C)の船体の構造</u></p> <p>(b) <u>上記(a)(2)に規定する極海域航行船のうち、氷荷重に対</u></p>	<p>(防食)</p> <p>135.4 (a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

する補強を要しない船舶（海水がない海域のみを航行する  
ように設計するもの等）の船体の構造にあつては、本条の  
規定に適合することを要しない。

心得附則(平成 30 年 3 月 14 日)

(適用期日)

本改正後の心得は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

○船舶検査心得 2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
2-1 船舶構造規則	2-1 船舶構造規則	
<p>(ハッチカバーに関し必要な事項)</p> <p>24-2.0 (a)～(b) (略)</p> <p>(開口の閉鎖装置に関し必要な事項)</p> <p><u>24-3.1 (a) 本項ただし書の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、低気温下航行船（船舶設備規程第2条第6項に規定する極海域航行船であって、日平均最低気温（施行規則心得51.6 (a) (2) (i) の日平均最低気温 (MDLT) が-10℃未満となる海域を航行するように設計するもの）以外の船舶である場合をいう。</u></p> <p><u>24-3.2 (a) 本項ただし書の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」については、24-3.1 (a)を準用する。</u></p>	<p>(ハッチカバーに関し必要な事項)</p> <p>24-2.0 (a)～(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>「低気温下航行船」を定義</p>
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程</p>	<p>3-1 船舶設備規程</p>	
<p>(特殊な船舶)</p>	<p>(特殊な船舶)</p>	
<p>4.0 (a)～(h) (略)</p>	<p>4.0 (a)～(h) (略)</p>	
<p><u>(適用免除)</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>5.2 (a) <u>海上保安庁の船舶については、本項の「管海官庁が差し支えないと認める場合」として取り扱い、極海域航行船に関する規定は適用しなくても差し支えない。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>第2節 船員室</p>	<p>第2節 船員室</p>	
<p>(船員室の定員)</p>	<p>(船員室の定員)</p>	
<p>115-7.2 (a) <u>本項ただし書の規定については、適用に必要な労使間の合意(日本全体を代表する使用者団体と船員団体との合意)が為されていないことから、別途指示するまで適用しないこと。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>MLC関係</p>
<p>(船橋からの視界等)</p>	<p>(船橋からの視界等)</p>	
<p>115-23-3.0 (a) (略)</p>	<p>115-23-3.0 (a) (略)</p>	
<p>115-23-3.2 (a) <u>極海域航行船にあつては、全長にかかわらず、本項の規定が適用される。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>115-23-3.3 (a) <u>本項の「厚さ0.3m以上の海水がある海域を航行するように設計されたもの」とは、強度告示心得144-2.0 (a) (1)の極海域航行船をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	

(b) 本項ただし書の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、全閉囲型船橋以外の船橋（船橋から暴露部へ直接至る出入口を有する船橋）であって、船橋及びウイング等が閉囲されているものである場合をいう。

(点検設備)

115.31 (a)～(c) (略)

(着氷除去設備)

115-33.0 (a) 「船舶の着氷を除去又は船舶への着氷を防止するための設備」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。

(1) ブルワークや手摺、支柱、倉口及び出入口等の他、脱出設備や経路の着氷を除去するための設備であって、例えば、機械式の除去装置や専用の斧などの道具等。

(2) アンテナ（船舶安全法第2条第1項及び第4条の規定により施設されるものに限る。）の他、脱出設備や経路への着氷を防止するための設備であって、例えば、ヒーティング装置等。

(汽笛)

146-7.1 (a) (略)

(極海域航行船の探照灯)

146-8.0 (a) ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに適合する場合をいう。

(1) 極海域を航行する季節において24時間日光で照らされる海域のみを航行する場合

(2) 氷を視覚的に発見するために有効なその他の手段を有

(新設)

(点検設備)

115.31 (a)～(c) (略)

(新設)

(新設)

(汽笛)

146-7.1 (a) (略)

(新設)

(新設)

する場合

(方位測定コンパス装置)

146-19.0 (a)～(c) (略)

(ジャイロコンパス)

146-20.1 (a)～(b) (略)

146-20.2 (a) 本項ただし書の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えない認める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに適合する場合をいう。

(1) 本項の要件に適合する1のジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備え、第146条の20の2の要件に適合する衛星コンパス(同条の規定により備え付けている衛星コンパスを含む。)を備えている場合(主電源のほか、非常電源から給電できるものに限る。)

(2) 本項の要件に適合する1のジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備え、第146条の21の要件に適合する船首方位伝達装置(他の規定により備え付けている船首方位伝達装置を除く。)及び当該装置からの出力信号を受けてジャイロコンパスと同様の目的に使用することができるレピータ・コンパスを備えている場合(主電源のほか、非常電源から給電できるものに限る。)

146-20.3 (a) (略)

(音響測深機)

146-23.1 (a) 本項ただし書の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しない船舶(総トン数500トン未満のもの及び総トン数500トン以上の

(方位測定コンパス装置)

146-19.0 (a)～(c) (略)

(ジャイロコンパス)

146-20.1 (a)～(b) (略)

(新設)

146-20.2 (a) (略)

(音響測深機)

146-23.0 (a) 「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しない船舶(総トン数500トン未満のもの及び総トン数500トン以上の自ら漁ろう

自ら漁ろうに従事するものに限る。)であって、「衛星航法装置及び海図」又は「魚群探知機」を備える場合をいう。

146-23.2 (a) 本項ただし書の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えない認める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに適合する場合をいう。

(1) 氷荷重に対する補強を要しない船舶（強度告示心得144-2.0 (b)の船舶）であって、1の音響測深機を備える場合

(2) 2の独立した送受波器を有する音響測深機を備える場合

(船橋航海当直警報装置)

146-49.2 (a) (略)

(流氷等に関する情報の把握)

146-49-2.0 (a) 「流氷その他の海氷に関する情報を把握するために必要な措置」とは、海氷レーダーを備えることのほか、陸上の機関との交信等により、最新の海氷の情報を定期的に入手し表示するための適当な手段を有していることをいう。

(性能)

177.1 (a)～(b) (略)

177.3 (a) 「低温によりその性能に支障を生じないもの」とは、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) において使用可能なものをいう。

(b) 本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、水密告示心得24-3.1 (a)の低気温下航行船以外の船舶である場合をい

に従事するものに限る。)であって、「衛星航法装置及び海図」又は「魚群探知機」を備える場合をいう。

(新設)

(船橋航海当直警報装置)

146-49.2 (a) (略)

(新設)

(新設)

(性能)

177.1 (a)～(b) (略)

(新設)

(新設)

う。

(非常電源)

299.2 (a)～(e) (略)

(f) 第41号の「その他管海官庁が認める設備」とは、次のものをいう。

(1) 第22号に規定するジャイロコンパスとは別にインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を有効に作動させるためにジャイロコンパスを船舶に備えた場合には当該ジャイロコンパス

(2) 第146条の20の2に規定する衛星コンパス

附則(平成28年12月26日)

附2.3 (a) 心得附則(昭和59年8月30日)附2.16は、本項について準用する。

心得附則(平成30年3月14日)

(適用期日)

本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。

(非常電源)

299.2 (a)～(e) (略)

(f) 第41号の「その他管海官庁が必要と認める設備」とは、第22号に規定するジャイロコンパスとは別にインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を有効に作動させるためにジャイロコンパスを船舶に備えた場合には当該ジャイロコンパスをいう。

(新設)



○船舶検査心得 3-1-3 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-3 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の告示</p>	<p>3-1-3 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の告示</p>	
<p>(船橋からの視界)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>2.0 (a)～(k) (略)</p>	<p>2.0 (a)～(k) (略)</p>	
<p>(船橋に設ける窓)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>3.0.1 (a) <u>第1号イの窓は、洗浄液噴射装置を備えたワイパー付の窓又は旋回窓とする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>旧3.0 (c)より 移設</p>
<p>(b) <u>第1号ロの「管海官庁が必要と認める場合」とは、追加の監視場所の前面に窓を設ける場合をいい、かつ、「管海官庁が必要と認める措置」とは、当該窓が第2号イからホまでの要件に適合することをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>旧3.0 (d)より 移設</p>
<p>3.0.2 (a) <u>第2号ニの「船舶が縦揺れした状態」とは、10度又は資料等により荒天時に当該船舶が傾斜することが明らかである角度のいずれか小さい方の角度だけ当該船舶が縦傾斜した状態とする。</u></p>	<p>3.0 (a) <u>第4号の「船舶が縦揺れした状態」とは、10度又は資料等により荒天時に当該船舶が傾斜することが明らかである角度のいずれか小さい方の角度だけ当該船舶が縦傾斜した状態とする。</u></p>	
<p>(b) <u>第2号ホについては、図3.0&lt;1&gt;を参照すること。(図略)</u></p>	<p>(b) <u>第5号については、図3.0&lt;1&gt;を参照すること。(図略)</u></p>	
<p></p>	<p>(c) <u>第6号の窓は、洗浄液噴射装置を備えたワイパー付の窓又は旋回窓とする。</u></p>	<p>新3.0.1 (a)と して移設</p>
<p></p>	<p>(d) <u>第7号の「管海官庁が必要と認める場合」とは追加の監視場所の前面に窓を設ける場合をいい、かつ、「管海官庁が必要と認める措置」とは当該窓が第1号から第5号までの要件に適合することをいう。</u></p>	<p>新3.0.1 (b)と して移設</p>
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

--	--	--

○船舶検査心得 3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p>	<p>3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示</p>	
<p>(乗艇場所及び招集場所)</p> <p><u>2.1 (a) 第4号ただし書の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えない認める場合」とは、当該船舶が、水密告示心得24-3.1 (a)の低気温下航行船以外の船舶である場合をいう。</u></p> <p>2.2 (a)～(b) (略)</p> <p>(非常用制御場所)</p> <p>11.1 (a) (略)</p> <p>(非常用生存設備)</p> <p><u>12.0.1 (a) 第1号ただし書の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えない認める場合」とは、次に掲げる要件に適合する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 同号イの個人用生存設備について、当該船舶のイメージン・スーツ等が、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) において使用可能であること等により、個人用生存設備の防寒衣等と同等の機能性を有すると認められる場合</u></p> <p><u>(2) 同号ロの集団用生存設備について、当該船舶の救命いかだ等が、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) において使用可能であること等により、集団用生存設備のテント等と同等の機能性を有すると認めら</u></p>	<p>(乗艇場所及び招集場所)</p> <p>(新設)</p> <p>2.2 (a)～(b) (略)</p> <p>(非常用制御場所)</p> <p>11.1 (a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

<p>れる場合</p> <p>(b) <u>第1号ニの「十分な量」とは、救助までの最大想定時間（最低5日間）に応じて、1人当たり約800kcal/日の食糧及び0.5L/日の水をいう。</u></p> <p>12.0.2 (a) <u>第2号ただし書の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えない認める場合」とは、次に掲げる要件に適合する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 同号イの個人用生存設備について、12.0.1 (a)の規定を準用する場合</u></p> <p><u>(2) 同号ロの集団用生存設備について、当該船舶の救命いかた等が、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温（PST）において使用可能であり、かつ、氷上又は陸上に脱出した際の使用に適したものであること等により、同号に規定する集団用生存設備のテント等と同等の機能性を有すると認められる場合</u></p> <p>12.0.4 (a) <u>第4号の「管海官庁が適当と認めるもの」とは、追加で積み込まれる非常用生存設備の大きさや重量等が考慮されているものをいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-1-6 航海用具の基準を定める告示	3-1-6 航海用具の基準を定める告示	
(船灯等)	(船灯等)	
2.2.6 (a) (略)	2.2.6 (a) (略)	
第1節の2 <u>せん光灯及び音響信号装置</u> <u>(せん光灯及び音響信号装置)</u>	(新設) (新設)	
2-2.1.0 (a) <u>本項第6号の「低温によりその性能に支障を生じないもの」とは、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温(PST)において使用可能なものをいう。</u>	(新設)	
2-2.2.0 (a) <u>2-2.1.0 (a)は、本項第3号の規定の適用について準用する。</u>	(新設)	
(汽笛)	(汽笛)	
3.2 (a) (略)	3.2 (a) (略)	
3-2.0 (a) <u>本条の探照灯は、JIS F 8459(2003)「船用探照灯」の規格に適合するものを標準とする。</u>	(新設) (新設)	
15.0 <u>ジャイロコンパス</u> :Gyro Compass  (ジャイロコンパス)	(新設) <u>ジャイロコンパス</u> :Gyro Compass	誤記の修正
15-2.0 (a) <u>第2号ただし書の「管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えない認める場合」とは、本号の要件に適合するジャイロ・レピータであって、切り替え等により衛星コンパスの表示を行うことができるものを設置している場合を</u>	(新設) (新設)	

いう。

(b) 第4号の「補正装置」に関して、利用者が手動により設定した値を確認するための適当な手段を有していること。

(c) 第5号において準用する第13条第5号の「誤差」は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(d) 第5号において準用する第15条第5号の「伝達」のための出力のうち、少なくとも一つはIEC規格 61162の基準を満足するものであること。

(船首方位伝達装置)

16.0 船首方位伝達装置:Transmitting Heading Device (THD)

(a) (略)

(音響測深機)

(b) 第4号の「補正装置」に関して、利用者が手動により設定した値を確認するための何らかの手段を有していること。

旧16.0 (b)より  
移設、修正

旧16.0 (c)より  
移設

旧 16.0 (d)より  
移設

(船首方位伝達装置)

16.0 船首方位伝達装置:Transmitting Heading Device (THD)

(a) (略)

(b) 第2号の「補正装置」に関して、利用者が手動により設定した値を確認するための何らかの手段を有していること。

新 15-2.0 (b)  
として移設

(c) 第3号において準用する第13条第5号の「誤差」は、次のとおりとする。

新 15-2.0 (c)  
として移設

(1)～(5) (略)

(d) 第3号において準用する第15条第5号の「伝達」のための出力のうち、少なくとも一つはIEC規格 61162の基準を満足するものであること。

新 15-2.0 (d)  
として移設

(音響測深機)

<p>17.0 音響測深機:Echo Sounding Device (ESD)</p> <p>17.2.0 (a) <u>本項第1号の「厚さ0.3m以上の海氷がある海域を航行するように設計された極海域航行船」については、設備規程心得115-23-3.3 (a)を準用する。</u></p>	<p>(新設) 音響測深機:Echo Sounding Device (ESD)</p> <p>(新設)</p>	<p>誤記の修正</p>
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-2 船舶救命設備規則</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則</p>	
<p>(特殊な船舶)</p>	<p>(特殊な船舶)</p>	
<p>4.0 (a)～(c) (略)</p>	<p>4.0 (a)～(c) (略)</p>	
<p>(適用の特例)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>4-2.0 (a) <u>海上保安庁の船舶については、本条の「管海官庁が差し支えないと認める場合」と認めて、極海域を航行する船舶に関する規定は適用しなくても差し支えない。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>第1款 救命艇</p>	<p>第1款 救命艇</p>	
<p>(A) (1)～(2) (略)</p>	<p>(A) (1)～(2) (略)</p>	
<p>(性能)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>6-3.0 (a) <u>「低温によりその性能に支障を生じないもの」とは、施行規則心得51.6 (a) (2) (i)の極地航行気温 (PST) においても、救助までの最大想定時間 (最低5日間) を通じて、その性能に支障なく使用可能なものをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(b) <u>ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該船舶が、水密告示心得24-3.1 (a)の低気温下航行船以外の船舶である場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(救命胴衣)</p>	<p>(救命胴衣)</p>	
<p>54.5 (a) (略)</p>	<p>54.5 (a) (略)</p>	
<p><u>(イマーション・スーツ等)</u></p>	<p><u>(イマーション・スーツ及び耐暴露服)</u></p>	



54-2.1 (a) ~54-2.2 (a) (略)

54-2.5 (a) (略)

(救助艇)

60.4 (a) (略)

(イマーシオン・スーツ等)

60-2.1 (a) ~60-2.2 (a) (略)

60-2.5 (a) (略)

(救命胴衣)

66.2 (a) ~ (c) (略)

(イマーシオン・スーツ等)

66-2.2 (a) ~60-2.4(a) (略)

66-2.7 (a) (略)

(イマーシオン・スーツ)

71-2.1 (a) (略)

71-2.4 (a) 54-2.5 (a)は、第1項の規定によるイマーシオン・スーツの備付けについて準用する。

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

77-2.0 (a) ~ (b) (略)

54-2.1 (a) ~54-2.2 (a) (略)

54-2.3 (a) (略)

(救助艇)

60.4 (a) (略)

(イマーシオン・スーツ及び耐暴露服)

60-2.1 (a) ~60-2.2 (a) (略)

60-2.3 (a) (略)

(救命胴衣)

66.2 (a) ~ (c) (略)

(イマーシオン・スーツ及び耐暴露服)

66-2.2 (a) ~60-2.4 (a) (略)

66-2.6 (a) (略)

(イマーシオン・スーツ)

71-2.1 (a) (略)

71-2.3 (a) 54-2.3 (a)は、第1項の規定によるイマーシオン・スーツの備付けについて準用する。

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

77-2.0 (a) ~ (b) (略)

<p>77-2.2 (a) <u>本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」については、6-3.0 (b)を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p><u>(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>78.3 (a) <u>本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」については、6-3.0 (b)を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(持運び式双方向無線電話装置)</p> <p>79.0 (a) (略)</p>	<p>(持運び式双方向無線電話装置)</p> <p>79.0 (a) (略)</p>	
<p>79.2 (a) <u>本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」については、6-3.0 (b)を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p><u>(探照灯)</u></p> <p>80.2 (a) <u>本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに適合する場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 極海域を航行する季節において24時間日光で照らされる海域のみを航行する場合</u></p> <p><u>(2) 氷を視覚的に発見するために有効なその他の手段を有する場合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則	
(適用免除)	(適用免除)	
4.0 (a) (略)	4.0 (a) (略)	
4.2 (a) <u>海上保安庁の船舶については、本項の「管海官庁が差し支えないと認める場合」として取り扱い、極海域航行船に関する規定は適用しなくても差し支えない。</u>	(新設)	
39.2 (a) (略)	39.2 (a) (略)	
(消火ホース)	(新設)	
40.2 (a) <u>本項ただし書の「管海官庁が消火ホースの配置を考慮して差し支えない認める場合」とは、消火ホースが消火栓付近の保護された場所に保管されている場合をいう。</u>	(新設)	
52.2 (a) (略)	52.2 (a) (略)	
(極海域を航行する船舶に対する追加措置)	(新設)	
52-4.3 (a) <u>本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかの場合をいう。</u>	(新設)	
(1) <u>当該船舶が、水密告示心得 24-3.1 (a) の低気温下航行船以外の船舶である場合</u>		
(2) <u>施行規則心得51.6 (a) (2) (i) の極地航行気温 (PST) において使用可能な消火器を備える場合</u>		

<p>52-4.4 (a) <u>本項ただし書の「当該船舶の航海の態様等を考慮して管 海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該船舶が水 密告示心得24-3.1 (a)の低気温下航行船以外の船舶である 場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>第11節 持運び式泡放射器</p> <p>第12節 <u>消防員装具及び消防員用持運び式双方向無線電</u> <u>話装置</u></p> <p>(命綱)</p> <p>33.0.2 (a) (略)</p> <p>(<u>消防員用持運び式双方向無線電話装置</u>)</p> <p>33-2.0 (a) 「<u>低温によりその性能に支障を生じないもの</u>」とは、<u>極</u> <u>海域航行船にあつては、施行規則心得51.6 (a) (2) (i) の極</u> <u>地航行気温 (PST) において使用可能なものをいう。</u></p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>第11節 持運び式泡放射器</p> <p>第12節 消防員装具</p> <p>(命綱)</p> <p>33.0.2 (a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 4-2 船舶復原性規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-2 船舶復原性規則</p> <p>第1章 総則 (適用の特例)</p> <p><u>2-2.0 (a) 海上保安庁の船舶については、本項の「管海官庁が差し支えないと認める場合」として取り扱い、極海域航行船に関する規定は適用しなくても差し支えない。</u></p> <p>(液体の自由表面の影響)</p> <p>10.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(着氷の影響)</p> <p><u>10-2.0 (a) 本条の規定を適用する場合は、次に掲げる着氷量を標準状態に付加した状態で復原性計算を行うこと。</u></p> <p><u>(1) 暴露甲板上及びギヤングウェイに対し、30kg/m<sup>2</sup></u></p> <p><u>(2) 喫水線上の船舶の両舷の投影側面積に対し、7.5kg/m<sup>2</sup></u></p> <p><u>(3) 手すり、種々のブーム、円材 (マストを除く) 及び帆を持たない船舶の索類の不連続な表面における投影側面積並びに他の小さい物体の投影側面積は、連続表面の合計投影面積を5%増加し、この面積の静的偶力を10%増加して計算すること。</u></p> <p><u>(b) ただし書の規定を適用する場合は、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u></p>	<p>4-2 船舶復原性規則</p> <p>第1章 総則 (新設) (新設)</p> <p>(液体の自由表面の影響)</p> <p>10.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u> (適用期日) <u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
4-3 船舶区画規程	4-3 船舶区画規程	
(定義)	(定義)	
2.4 (a) (略)	2.4 (a) (略)	
<u>2.6 (a) 本項の「厚さ0.3m以上の海氷がある海域を航行するよう に設計されたもの」については、設備規程心得115-23-3.3 (a)を準用する。</u>	(新設)	
<u>2.7 (a)～(b) (略)</u>	2.6 (a)～(b) (略)	
<del>2.11 (a) (略)</del>	2.10 (a) (略)	
<u>2.14 (a) (略)</u>	2.13 (a) (略)	
<u>2.16 (a)～(b) (略)</u>	2.15 (a)～(b) (略)	
<u>2.18 (a) (略)</u>	2.17 (a) (略)	
(特殊な船舶)	(特殊な船舶)	
10-3.0 (a)～(b) (略)	10-3.0 (a)～(b) (略)	
(適用の特例)	(新設)	
<u>10-4.3 (a) 海上保安庁の船舶については、本項の「管海官庁が差し 支えないと認める場合」として取り扱い、極海域航行船に 関する規定は適用しなくても差し支えない。</u>	(新設)	

<p>(航海中接近することができる開口) 64-4.0 (a) ~ (c) (略)</p> <p>第6章 <u>二重底等</u> (航海中接近することができる開口) 102-15.0 (a) (略)</p> <p>第6章 <u>二重底等</u> (A) ~ (B) (略)</p> <p>(<u>二重底等</u>に関する規定の準用) 102-16.0 (a) (略)</p> <p><u>102-16.2 (a) 本項の「厚さ0.3m以上の海氷がある海域を航行するよう に設計されたもの」については、2.6 (a)を準用する。</u></p>	<p>(航海中接近することができる開口) 64-4.0 (a) ~ (c) (略)</p> <p>第6章 <u>二重底</u> (航海中接近することができる開口) 102-15.0 (a) (略)</p> <p>第6章 <u>二重底</u> (A) ~ (B) (略)</p> <p>(<u>二重底</u>に関する規定の準用) 102-16.0 (a) (略)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		



○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則	5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則	
<p>(工事)</p> <p>5.6 (a) (略)</p> <p>(適用の特例)</p> <p><u>5-3-3.0 (a) 海上保安庁の船舶については、本項の「地方運輸局長が差し支えないと認める場合」として取り扱い、極海域航行船に関する規定は適用しなくても差し支えない。</u></p>	<p>(工事)</p> <p>5.6 (a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
6-1 船舶機関規則	6-1 船舶機関規則	
<p>(こし網等)</p> <p>61.2 (a) <u>MSC/Circ.504 (Guidance on design and construction of sea inlets under slush ice conditions) の要件に適合する海水吸入口は、極海域航行船にかかる本項の「着氷等により海水の吸入に支障を生じないもの」と取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(b) <u>本項の海水吸入口には、固定式水系消火装置の独立した海水吸入口を含むものとする。</u></p> <p>(燃料油タンクの保護)</p> <p>69-2.0 (a) <u>「厚さ0.3m以上の海氷がある海域を航行するように設計されたもの」については、設備規程心得115-23-3.3 (a)を準用する。</u></p> <p>(b) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(燃料油タンクの保護)</p> <p>(新設)</p> <p>69-2.0 (a) (略)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		

○海洋汚染等防止法検査心得 I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p>	
<p>(ビルジ等排出防止設備)</p> <p>5.5 (a) (略)</p> <p>第2章 ビルジ等排出防止設備 <u>(スラッジ貯蔵装置及びその配置の基準)</u></p> <p>6.2 (a)～(e) (略)</p> <p>6.3 (a) <u>本項の「厚さ0.3m以上の海水がある海域を航行するように設計されたもの」とは、船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)第2条第6項の極海域航行船であつて、NK鋼船規則I編附属書1「極地海水船の材料、構造、艀装及び機関の特別要件」の規定により、氷の状況及び季節の別に応じて決定される次のいずれかの階級の要件に適合する船舶をいう。</u>  <u>(i) 極地氷海船階級がPC1からPC5(厚さ0.7m以上の海水がある海域を航行するように設計する船舶(Category A))</u>  <u>(ii) 極地氷海船階級がPC6又はPC7、あるいはNK鋼船規則I編第8章「耐氷船」の耐氷船階級がIA Super又はIA(厚さ0.3以上0.7m未満の海水がある海域を航行するように設計する船舶(Category B))</u></p> <p>6.4 (a)～(f) (略)</p> <p>(ビルジ用濃度監視装置)</p>	<p>(ビルジ等排出防止設備)</p> <p>5.5 (a) (略)</p> <p>第2章 ビルジ等排出防止設備 <u>(スラッジ貯蔵装置)</u></p> <p>6.2 (a)～(e) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6.3 (a)～(f) (略)</p> <p>(ビルジ用濃度監視装置)</p>	

<p>7.4 (a) (略)</p> <p>(ビルジ貯蔵装置及びその配置の基準)</p> <p>8.1 (a)～(b) (略)</p> <p>8.2 (a)～(c) (略)</p> <p>8.3 (a) <u>本項の「厚さ0.3m以上の海氷がある海域を航行するよう に設計されたもの」については、6.3 (a)を準用する。</u></p> <p>8.4 (a)～(b) (略)</p> <p>(貨物艙の構造及び配置の基準)</p> <p>17.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) <u>第5号の「厚さ0.3m以上の海氷がある海域を航行するよう に設計されたもの」については、6.3 (a)を準用する。</u></p> <p>(e)～(k) (略)</p>	<p>7.4 (a) (略)</p> <p>(ビルジ貯蔵装置)</p> <p>8.1 (a)～(b) (略)</p> <p>8.2 (a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8.3 (a)～(b) (略)</p> <p>(貨物艙の構造及び配置の基準)</p> <p>17.0 (a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(d)～(j) (略)</p>	
<p><u>心得附則(平成30年3月14日)</u>  <u>(適用期日)</u>  <u>本改正後の心得は、平成29年1月1日から適用する。</u></p>		